

## 川西市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業。以下、「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）を提供した者（以下、「ドナー」という。）に対する助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 骨髄等を提供するドナーが提供に要した日数に対して助成することにより、骨髄等移植に係る経済的・心理的負担の軽減を図り、移植事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ドナーとなった者
- (2) 骨髄等の提供を行った日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日に川西市内に住所を有する者
- (3) 助成金の交付を申請した日に兵庫県内に住所を有する者
- (4) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のために行った手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は対象外とする。

- (1) 健康診断等
- (2) 自己血保存のための採血
- (3) 骨髄等の採取
- (4) その他日本骨髄バンクが必要と認めるもの

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、骨髄等を提供した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 川西市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (3) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、助成金の申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、次に掲げる書類

により申請者に通知するものとする。

- ( 1 ) 川西市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）
- ( 2 ) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第 7 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金等の交付を受けた場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、速やかに、その旨を川西市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（個人情報の取扱い）

第 8 条 市は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。